

衆議院 法務委員会 議録 第十ニ号

平成十三年十一月二十七日(火曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 保利耕輔君

理事 奥谷通君 理事 塩崎恭久君

理事 田村憲久君 理事 長勢甚遠君

理事 佐々木秀典君 理事 平岡秀夫君

理事 漆原良夫君 太田誠一君

左藤章君

棚橋泰文君

西田司君

山本明彦君

渡辺喜美君

肥田美代子君

山内功君

青山二三君

木島日出夫君

植田至紅君

太田長勢君

保岡隆義君

谷口小池百合子君

森山眞弓君

横内正明君

山崎潮君

横田猛雄君

同日

辭任 濑古由起子君

補欠選任 不破哲三君

十一月二十二日

犯罪捜査のための通信傍受法の廃止に関する請願(不破哲三君紹介)(第五二七号)

裁判所速記官制度を守り、司法の充実・強化に

関する請願(木島日出夫君紹介)(第五九八号)

は本委員会に付託された。

十一月二十六日 戸籍制度の改善に関する意見書(仙台市議会)

(第二二一五号)

在日外国人の人権尊重と外国人登録法の運用の見直しに関する意見書(鳥取県米子市議会)(第二二一六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例

見直しに関する意見書(鳥取県米子市議会)(第二二一五号)

在日外国人の人権尊重と外国人登録法の運用の見直しに関する意見書(鳥取県米子市議会)(第二二一六号)

は本委員会に参考送付された。

する法律の一部を改正する法律案及び商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例

の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三一号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三二号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三三号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三四号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三五号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三六号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三七号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三八号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三九号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三〇号)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三一號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三二號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三三號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三四號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三五號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三六號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三七號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三八號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三九號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三〇號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三一號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三二號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三三號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三四號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三五號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三六號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三七號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三八號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三九號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三〇號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三一號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三二號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三三號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三四號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三五號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三六號)

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(太田誠一君外四名提出、第百五十一回国会衆法第三七號)

ができますこととしております。

また、会社は、定款をもつて定めることにより、取締役会の決議により、同様に取締役の責任を免除することができるとしております。もつとも、この場合には、事後に、株主に異議がある

場合について、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。太田誠一君。

この取締役会による免除はすることができないこ

ととしております。

さらに、社外取締役については、その人材の確

保を容易にするため、あらかじめ定めた額を超えるかどうかを確認し、総株主の議決権の二十分の一以上の株式を有する株主の異議があつたときは、この取締役会による免除はすることができないこ

ととしております。

第二に、株主の代表訴訟制度が乱用されること

がないように、提訴権者につき、商法が六ヶ月以上継続して株式を保有する株主はだれでも株主代

表訴訟を提起できることとしている点を改め、株主が株式を譲り受けによって取得した場合において、取締役の責任の原因となる事実があることを知つたいたときは、株主代表訴訟を提起すること

ができないこととしております。

また、会社が取締役を補助するため、株主代

表訴訟に補助参加をする場合には、監査役の同意を要することとして、補助参加が法律上禁止されていなきことを明らかにしております。

第三に、監査役の機能を充実するため、株式会

社一般につき、監査役の取締役会への出席義務を明確にし、その任期を三年から四年に延長するとともに、監査役を辞任した者の株主総会における

意見陳述を認めることとしております。

また、監査役を三人以上選任することが要求され

ている商法特例法上の大会社の監査役について、社外監査役の員数を一人以上から半数以上に

やすとともに、社外監査役に該当するための要件を、就任前五年間取締役等でなかつた者である

委員の異動

十一月二十七日 辞任

不破哲三君

瀬古由起子君

第一類第三号

法務委員会議録第十三号 平成十三年十一月二十七日

現行は、この責任の軽減につきましては、総株主の同意が必要であるということになつておるわけでございます。そんなこともござりますて、実際上、総株主の同意ということになりますと、責任の軽減が不可能な状態であるわけでございます。

一方、今時、株主代表訴訟がいわば件数がだんだんふえてきておるわけでございます。そういう状況の中で、取締役が過失を行つたといったことで高額の賠償責任を負担せざるを得ないような状態になつてくるということになりますと、経営の萎縮を引き起こすというような危険性があるということにかんがみまして、現行、総株主の同意が必要であるわけでございますが、今回、それと別に責任の軽減の制度を創設しようとしたものでございます。

今回のこの責任軽減制度の創設に当たりましては、経営の萎縮の危険性と、長期的には株主の利益、また、少なくとも短期的には株主の不利益となる責任軽減を認めることのバランスにおいて慎重に検討をさせていただいたところでございます。

検討の結果、当初の案におきましては、株主総会の普通決議による責任軽減を認めるにしておつたわけでございますが、取締役の責任の一部減免ということにつきましては、少なくとも短期的には、会社、株主の不利益において当該取締役の責任を軽減する措置であるということでござりますので、株主の意思を最大限尊重する必要があるというような意見があることも踏まえまして、取締役の経営判断委縮、先ほど申し上げましたように、株主の意思を尊重する特別決議にすることを、もう一つの立法判断であると考えた結果でございます。

○田村委員 確かに、経営者のいろいろな判断が、株主代表訴訟等々で結果的に大変大きな賠償請求という話になりますと、これは萎縮してしまうこともあると思います。

現行は、この責任の軽減につきましては、総株主の同意が必要であるということになつておるわけでございます。そんなこともござりますて、実際上、総株主の同意といふことになりますと、責任の軽減が不可能な状態であるわけでございます。

昨年九月、大和銀行の例のニューヨーク支店を舞台とした事件でありますけれども、七億七千五百万ドル、大阪地裁がそんなような損害賠償命令をした。私もびっくりしたわけでありますけれども、こういうのを見ますと、確かにこれではな

思います。もちろんこれは悪意、重過失という部分がございますから、今回の法律が通つたといつたとしてもこの件が免除されるというわけじゃないんだと思うんですけれども、それぐらいやはり企業といふのは非常に経営がしづらいといいますか、いろいろなりリスクを抱えながら経営者は經營を担つておるという部分があるんだろうと思います。

しかし一方で、このような法律が通つていくと、これは放漫経営だと無責任経営につながつていいのではないかという声もあります。こういうよ

うな声に対してもどのようにお答えをされていかれるおつもりなんでしょうか。

○谷口議員 無責任経営、放漫経営のおそれがな

いのかという御質問でございます。

先ほども申し上げたわけでございますが、今回の責任軽減制度におきましては、一つは株主総会に基づく軽減の方法と、またもう一つは、株主総会の特別決議を経て定款の変更をいたしまして、その結果、取締役会決議に基づく責任軽減の方法、方向。また、社外取締役がございますが、今時、企業におきましては、取締役の業務執行をチェックするという意味において社外取締役を取締役会の中に入れるというようなことがふえておるようございますが、このような定款の規定に基づく社外取締役との間の事前の責任限定契約により取締役の責任軽減を認めるといったようなことが今回的新たな責任軽減制度でございます。いずれにいたしましても、株主の厳重なチェックを受ける

といふことになつておるわけでございます。

まず第一点におきまして、株主総会決議による場合には、株主総会において、責任の原因である事実や責任を軽減すべき理由、軽減額等が開示されれた上で株主の判断がなされるということになります。

ます。

次に、定款に基づく取締役会決議による場合に、取締役会に責任軽減の是非を判断することをしましてもこの件が免除された場合には、決議後、総株主の議決権の二十分の一以上、修正案を提出しますが、このような議決権を有する株主が異議申し立て期間内に異議を申し述べた場合には、取締役会決議による免除はできないものとしてお

りますが、このようにお答えをされていてお

りますが、このようにお答えをされていてお

りますが、このようにお答えをされていてお

りますが、このようにお答えをされていてお

りますが、このようにお答えをされていてお

りますが、このようにお答えをされていてお

りますが、このようにお答えをされていてお

さて一方で、今の大和銀行のような件が出てく

るわけでありますて、もちろん重過失といふものがあつて悪意であった、こういう部分があるのでありますけれども、一般的のこの法案に関しましては、あくまでもそういうものがないもの、善意で無過失、こういうようなものに限るというふうにされ

ております。先ほどの質問とは全く対極に位置するのですけれども、それではなかなか経営の自由度がないではないかというような声も若干なりとも聞こえてくる。

そこで、今回、なぜ善意をしてまた過失がないのかというふうな場合に限るような方向にされたのか、そのねらいをぜひひととお聞かせください。

○谷口議員 今回、先生おつしやったように、善意かつ無重過失、軽過失を対象にしたということをござります。取締役が職務を行うにつけて、軽過失であるにもかかわらず予見しがたい高額の賠償責任が生じた場合に、取締役の過失に対する責任を減免するといった場合に、現行法では総株主の同意が必要なわけでございますけれども、そういうふうになりますと、実態的に、実際に、責任の軽減が認められないということになるわけでござります。

そこで今回の改正は、取締役が予見しがたい高額の賠償責任を負担することを恐れて経営者が萎縮するといったような危険があることから、株主総会の決議または定款の定めに基づく取締役会決議により責任の軽減を認めようとするものでございます。

以上のよう改正の趣旨からいたしまして、取締役が職務を行うにつけて、悪意の場合は責任軽減の対象とすべきものではないということは、これは当然だろうというよう思つたわけでござります。

また、取締役が職務を行うにつけて、重過失の場合でございますが、すなわち、著しく注意義務を欠くといった場合についても、悪意の場合と同様に、評価できる主観的な事情があるということござりますので、損害賠償責任の発生について極めて責任が高い、帰責性が強いというような観点

で、今回、責任軽減の対象にすべきではないといふように考えたわけでございます。

○田村委員 そうでしょうね。やはりおっしゃられるとおりと私も思いますね。余りにも悪意がある場合は除外です、重岡大作ごいう場合に限

しかし、やはりそれなりの責任を負っていたらしく、
解をさせていただきました。

社外取締役に対してなのですか、先ほど来の御説明の中にもございました。一つは、事後、株主総会の特別決議で免除する方法がございます。同時に、御説明のとおり、定款に基づいて事前に責任を限定的に決める契約を認めた。これは、なぜ社外取締役に限つてこのような方法をお認めになられたのですか。

○谷口議員 今般、社外取締役を取締役会に入れてくれるという企業がふえておるわけでござりますが、今先生おっしゃつたように、事前免責契約とすることで責任の免除ができるというようにいたしましたわけでございます。

本来、社外取締役というのには業務を執行しない会社の業務執行を行う取締役または使用人になつたことがない、また現にそういう者ではないという方を社外取締役と言うわけでございます。すなわち、社外取締役は取締役会の構成員として業務執行の意思決定に加わるとともに、他の取締役の職務執行をチェックするという役割をする方でございます。

しかしながら、社外取締役は現に業務を執行しない取締役であるということでございますし、過去にその会社の業務執行を行う取締役等になつたことがないという者でございます。そういう観点で、必ずしも会社の業務に精通しているというところではございません。このよう立場にある社外取締役が職務を行うにつき、善意かつ無重過失の場合まで高額な賠償責任を負う可能性があるということになりますと、大変酷なことになるわけでございまして、また、高額の賠償責任を負う可能

性があるということになりますと、社外取締役の
人材の確保が非常に難しくなつてくるというよう
な問題もあるわけでございます。

そういうこともございまして、今回の改正においては、定款の定めがある場合には、社外取締役について、あらかじめ定めた額を超えて賠償する必要がない旨の事前免除契約の審議を認める

○田村委員 取締役会の機能強化という今の流れ
の中では、やはり社外取締役というのは最近非常に
といったことにしたわけでござります。

注目をされてきております。そのような意味からいたしまして、やはりこのような規定があつた方

が社外取締役、非常に皆さん、なり手がふえるんじやないかな、そんなふうに思うわけでありますて、今の御説明で御理解をさせていただきました。

続いて、その責任の限定額の部分で、与党案が、簡単に言うと報酬の一ヶ月分というふうな話がありますが、それに対して民主党さんの

方から修正案が出てまいりまして、代表取締役は六年分、それ以外の社内取締役は四年分、社外は規定どおり二年分というふうに修正案を出され

た。これに関しまして、原案の方はなぜ二年なのか、それから、修正案に関してはなぜこのようないままでの数字なのか、その妥当性といいますか根拠をお聞

かせいただきたいんですけど、同時に、ちょっとこれは通告していなかつたので申しわけないんですけど、監査役の場合はどうなるんですかね。監査役に対してもどうなるのか、それから社外監査役に對してはどういうふうになるのか。この点、もし

○太田(誠)議員 二年と二年のまじでうしてこうあわせてお聞かせいただければありがたいんですが。

なつたのかということあります。これは、常にコーポレートガバナンスのモデルとしたのはアメリカの株主代表訴訟制度であります。アメリカの場合は報酬の一年分以下としておる州が大変多いわけであります。そのことを踏まえて二年分という提案をいたしました。我が国は初めて今の大変巨額の賠償に上っているところからおろす

監査役については、修正案には出ておりませんので、そのまま一年分であります。（田村委員「社外監査役」と呼ぶ）同様です。

○佐々木秀委員 修正点についてのお尋ねもあつたと思いますので、事前のお打ち合わせはしておりませんけれども一応お答えさせていただきたいと思います。

私どもは、原案では、先ほど来御説明のように取締役一律二年という御提案でしたけれども、これでは、先ほどの御質問にも関連しますけれどもちょっと甘過ぎると。同じく取締役といつても、今の太田議員からの説明のように、社外取締役は業務執行に直接にかかわっておられないわけですね、間接的ということになる。ということを考えれば、直接に業務に携わっている取締役より責任が軽減されるというのは、これはまあ理屈があるんじゃないのかと。ということになりますと今度は、業務執行に携わっている取締役の責任というのは重い。特に代表取締役は、それを束ねて、会社の代表者でもありますし、その取締役としての位置づけというのは一般取締役よりもさらに大きいということは、社会的にもこれは認知されること、妥当性を有するものじゃないかと思うんですね。そういう点で私どもはそれぞれの責任の限度に差をつけた、こういうことになります。

ただ、監査役については、業務監査、経理監査、両方あるわけですから、これも業務執行に直接携われるものではないという点で、これもまた別な配慮があつてしかるべきだろう、こういうことから、この際、監査役について特にその責任を重くするということについては一応見合わせた。しかし、今後また検討する余地は私は残っているのではないか、このように思つております。

○田村委員 失礼いたしました。通告していくなかつたですか。申しわけございませんでした。

原案それから修正案、それぞれの根拠といいますか言い分はあると思うんですけども、導入をした、すぐだということもあると思います。制度がスタートする中においては、なるべく厳しいところからスタートした方がいいんじゃないかというような意味合いもあるということで、修正案の方も御理解をさせていただきました。

もう一点、修正案に關してお聞きいたしたいんですが、ちょっと戻るようなんですねけれども、先ほどの取締役の責任の軽減という部分で、株主総会の普通決議という原案から、民主党案の方は、修正案の方は特別決議というふうな形に修正をなされております。ここに点はなぜ特別決議という厳しい制約をされたのか、お聞かせいただければありがたいんです。

○佐々木(秀)委員 この点についても、御承知のように、株主というのは実質的にはいろいろ問題があるにしても会社のオーナーということになつてゐるわけですね。ですから、その株主の意向といふのは最も尊重されなければならないものであります。業務執行に携わる方の責任の問題についても、特にこれを軽減しようというようなことにならぬわけですけれども、あるいは免除しようということになる場合に、やはりそのオーナーである株主の意思は尊重されなければならない。

そうすると、そこでもやはり要件はできるだけ厳しくしておいた方がいいのではないか。しかし、そうかといって総員のというのは、これはちょっと厳し過ぎると思いますので、会社の重要な事項については総じて特別決議を要するということになつてゐる。それと比較をしても、この問題といふのはやはり会社にとつても大変重要な問題であるだけに、私どもは普通決議では足りない、特別決議を必要とするのではないか、その方が妥当性を持つのではないか、こんな考え方で特別決議を提案して修正案に上せた、こういうことでござります。

わされたのかなんという気がいたします。これも、修正案の方も理解をさせていただきました。

監査役制度の強化に関しては御質問したいんですねが、もう時間の方が多いございません。まとめて質問をさせていただいてよろしくございます。

か。

制度改正の趣旨に関しては先ほどお聞かせをいたしましたので、それはもう結構いたしました。一つは、監査役の取締役会への出席及び意見陳述、これを法律上、今回義務であると明示しました。趣旨、理由。それから、監査役を辞任した者に株主総会で辞任の理由を述べる機会を与えることとした理由。普通に考へると、辞任をするわけですから、なぜ理由を述べなきやならないのかという部分があろうと思います。この理由。それから、今まで社外監査役を三人以上の監査役のうち一人以上というような規定であったわけあります。が、それを今回、社外監査役を半数以上というふうに変えられた、この理由。それからあと、社外監査役の要件を今回厳しくなされました。就任以前三五年間という規定から、今まで就任していらっしゃだめだと。例えはその会社の取締役でありますとか子会社の取締役または支配人及び使用人、こういうふうに強化された、この理由。申しわけございません。時間がございませんので、まとめてお聞かせください。

○太田(誠)議員

まず、監査役の取締役会における意見陳述権、出席義務といったことは、現に今は監査役は取締役会に出席することになつておられますけれども、それを義務づけることによって、何か事が起きたときに、法律上の責任を監査役が果たしていかなければ、そこの怠慢は責任を追及されることになるわけであります。だから、今までよりも責任が重くなるわけでございますので、そのような扱いを取締役会においてなされるべきである。むしろ、取締役会を主宰している方に対して、監査役というものの存在を十分に受けとめるということをこういうふうに具体化したわけでございます。

ただきましたので、それはもう結構いたしました。一つは、監査役制度の強化に関しては御質問したいんですねが、もう時間の方が多いございません。まとめて質問をさせていただいてよろしくございます。

それから、なぜ株主総会において辞任について意見陳述をしなくちゃいかぬかということでおきますが、現実に、監査役についての強化というのには、この数年間、たび重なる改正をいたしましたけれども、実際には、今、三年間なのに任期途中で辞任をされるケースが多いわけであります。辞任をされた背景には、取締役の任期の方が二年なので、そのときのローテーションで、社内の監査役の方々にも、前もって話し合いをしておいて、やめていただこうかというようなことがあります。

任期途中で辞任されたのでは制度の意味がないわけでございますので、そういうことがないように、任期途中で辞任ということについては歴どめをかけたいということでありました。

それから、なぜ株主代表訴訟と監査役の機能強化ということをワンセットにしたのかということが多いようでございます。そんなことで監査役が会社に対する責任について、取締役が高額の賠償責任を負担することを恐れて経営が萎縮することをモデルにして、日本の企業社会あるいは株式会社というコミュニティの中での紛争の処理について客観性、株主の利益を専ら考える角度からのチェックというものを組み込まなければいけない、これがこのコーポレートガバナンスの考え方でありますので、その歯どめとなる権能として、特に大会社については監査役会の半数以上を社外にするとしたわけでございます。

○谷口(謙)議員

まず、監査役の取締役会における意見陳述権、出席義務といつたことは、現に今は監査役は取締役会に出席することになつておりますけれども、それを義務づけることによって、何か事が起きたときに、法律上の責任を監査役が果たしていかなければ、そこの怠慢は責任を追及されることになるわけであります。だから、今までよりも責任が重くなるわけでございますので、そのような扱いを取締役会においてなされるべきである。むしろ、取締役会を主宰している方に対して、監査役というものの存在を十分に受けとめるということをこういうふうに具体化したわけでございます。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。おはようございます。

○保利委員長 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。おはようございます。

提案者の皆様にまずお尋ねしますが、今回の取締役の責任を軽減する理由として、こう提案理由にあります。「取締役の法令違反行為等に基づく損害の責任を命じられた具体的な事例だけが一番大きな法改正のポイントでございますが、それは一方で、アメリカのコーポレートガバナンスをモデルにして、日本の企業社会あるいは株式会社というコミュニティの中での紛争の処理について客観性、株主の利益を専ら考える角度からのチェックというものを組み込まなければいけない」とか、あるいはその賠償額について把握されておられたら、教えてもらいたいと思います。

○谷口(謙)議員 取締役が高額な賠償請求を命じられた具体的な事例ということでございますが、まず第一点は、大和銀行ニューヨーク支店不正取引事件というのがございます。賠償額が七億七千五百万ドル、日本円で約九百億円、このような賠償額になつております。

これは、ニューヨーク支店の元嘱託行員が米国債などの無断売買を繰り返し行つたわけで、約十億ドルの損失を出した事件でございます。銀行側は、この損失につき報告を受けた後も、アメリカの連邦銀行法などに反して、米金融当局に二ヶ月間事実を報告せず、同年九月、米司法当局に訴追されたわけでございます。同行は、九六年一月、約三億四千万ドル、日本円で四百八億円の罰金を支払ったわけでございます。監査役会という制度を確立し、監査役の中の半数以上が社外の人でなければいけないといふことによって、客観性といいますか第三者性、経営者からの独立性を確保しようとして半数以上

確保できたから、その同意がある場合には損害賠償の決議を取締役会ができるんだというような組み立てになつておるわけでございます。これが一月、当時の取締役ら五人が、法的責任を認めるとなく、連帯して四億三千万円を同社に支払うといたしました。

これは、住友商事の部長が、銅地金の簿外取引で発生した米国銀行への債務を返済するため、一九八五年に、無許可で会社名義の不正取引を統合して、住友商事に約二千八百五十億円の損害を与えた事件でございます。取締役らの監督義務違反を理由に代表訴訟が提起をされまして、本年三月、当時の取締役ら五人が、法的責任を認めるとなく、連帯して四億三千万円を同社に支払うといたことで和解がなされたわけでございます。

○漆原委員 株主代表訴訟が増加しております、また高額化傾向にあるというふうに私も認識しておりますが、今の二つの事件、それからそういう増額化傾向、こういうものが企業経営に及ぼす影響についてどんなふうにお考えか、教えていただきたいと思います。

○谷口(謙)議員 企業経営に及ぼす影響ということですが、取締役の経営判断を委縮させると、かえつて株主の利益に反するという面が見られるわけでございますが、取締役の責任減免制度の見直しを通じまして、経営の効率化を実現し、競争力の強化が図られるといったようになります。

また、監査機能の強化ということによりまして企業倫理の確立が図られるといったことで、企業の健全性が確保されるというように考えるわけでございます。

このように、今回のこの法案は、経営の効率化、また競争力の強化ということを通じまして、企業倫理の確立、経営の健全化確保のための諸方策が相まって、コーポレートガバナンス、まさに株主の利益の最大化ということでございますが、このようなことが確立されるということになるものと考へるところでございます。

○漆原委員 法務省にお尋ねしたいのですが、先ほどアメリカの例が出ておりました。取締役の責任の軽減に関するアメリカの法制度はどうなっているのか、お教えいただきたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど若干出てまいりましたけれども、アメリカの各州の会社法で、全米五十州ござりますけれども、そのうち四十八州とコロンビア特別区、これにおきまして株主代表訴訟に関する取締役等の責任軽減の規定を設けているということのようでございます。

二つのタイプがあるんですが、このうち、デラウェア州あるいはニューヨーク州を始めといたします少なくとも三十九州におきましては、会社が取締役等の責任をあらかじめ減免することができる旨の定めを定款に置くことができる、こういうことを認めております。また、別のタイプは、これはオハイオ州を始めとする数州でございますけれども、州の会社法の規定によりまして直接その減免が規定されるというタイプのものがございます。

その減免の限度につきましては、多くの州で全額の免除も認めているという状況でございます。

○漆原委員 それでは、我が国における株主代表訴訟の現状について、件数とか、あるいは、乱訴も指摘されておりますが、原告の勝訴率とか、そういうものを把握させていたら、法務省、教えてもらいたいと思います。

○山崎政府参考人 最高裁判所の統計で申し上げさせていただきたいと思いますけれども、株主代表訴訟の申し立て手数料、これが八千二百円とされましたのは平成五年の商法改正でございますが、それ以降の数字で申し上げます。平成五年が八十六件、六年が百三十九件、七年が百六十二件、八年が百六十三件、九年が百八十七件、十年は二百件の大台に乗りました。それから十一年は二百二十件、十二年は二百六件ということでございまして、徐々に上がってきているという傾向を示しております。

勝訴率がどのぐらいか、ちょっとそこの統計はございませんけれども、大きな事件として、三井鉱山株主代表訴訟事件というのが最高裁でございましたが、これは平成五年でございますけれども、認め額が一億円というものは一つございます。それから、間組の株主代表訴訟事件、これは平成六年の判決でござりますけれども、東京地裁でございました。これは認容額は千四百万でございますけれども、こういうような幾つかの例はございます。

○漆原委員 今、局長おつやつたように、訴額が九十五万円というふうになりました、印紙額が今おつやつた八千二百円ですか、そういう改正と相まって代表訴訟をたくさん起きて、乱訴の危険も指摘をされているところであります。現行の商法で乱訴防止のためにどんな規定を置いているのか、また現状の規定で乱訴防止は十分なのか、その辺のお考えを御説明いただきたいと思います。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点でござりますけれども、現行の制度におきましては、代表訴訟そのものが取締役を害することを知つて提起をされたというような場合には、裁判所が原告の株主に対して担保の提供を命ずることができるという制度がございます。この担保の提供に応じなければその訴え 자체を却下する。こういう制度でございます。この担保提供命令制度、これが基本的には乱訴にわたるということを防止している、そういう機能を果たしているというふうに考えております。

何件か命じられたものがございまして、その内容は、訴訟の提起が不当な目的によるものであると認められた事例がございます。それから、その他では、勝訴の見込みがないと認められた事例、これらは、勝訴の見込みがないと認められた事例、こういうものに担保提供命令がされているということで、一応の機能は果たしておるのではないかと理解をしております。

○漆原委員 現行法の二百六十六条の五項、取締役の責任については、「総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免レバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ」、こういう規定が

あるんですが、今回これが改正になるわけなんですが、この「総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ」というふうに規定した理由を御説明いただきたいと思います。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点につきましては、昭和二十五年の商法改正で導入されたものでございます。それまでは、株主総会の特別決議によって取締役の責任を免除することができるというふうにされていたものでございますが、それを改めたものでございます。

その趣旨は、この二十五年の改正によつて取締役の権限がかなり大幅に拡大されたということに対応して、株主の保護をより強化する必要があるということから、総株主の同意ということが必要かということにもなるわけでございますけれども、実は、その二百六十六条御指摘いただいた五項の次に六項という規定がございまして、こゝにその損害を減免する場合、三分の二の多数のいわゆる特別決議、これで免除することができるということを認めておりまして、必ずしも総株主の同意ということが要件ではない、現在の法制でもそうなつてはいるということでございます。

○漆原委員 法務省、ありがとうございます。あとは提案者にお尋ねします。

今、二百六十六条の五項の説明をいただきまして、たが、この規定は二百六十七条の株主の代表訴訟と表裏一体の関係になつていると私は考えております。すなわち、たとえ一株しか持たない株主であつても、取締役の不正追及に関しては多数決をもつてその権利を奪うことはできない、そういう、まさにコーポレートガバナンスの思想に立脚しているんじゃないかなというふうに認識しております。

たが、この規定は二百六十七条の株主の代表訴訟と表裏一体の関係になつていると私は考えております。すなわち、たとえ一株しか持たない株主であつても、取締役の不正追及に関しては多数決をもつてその権利を奪うことはできない、そういう、まさにコーポレートガバナンスの思想に立脚しているんじゃないかなというふうに認識しております。

また、コーポレートガバナンスの問題でございますが、このコーポレートガバナンスは、経営効率化を進めて、また企業倫理の確立を推し進め、最終的に株主利益の最大化を図るといったことに目的があるわけでございます。これがこのコーポレートガバナンスの姿だ。このように考えておるわけでございますが、今回のこの法案は、現行法が、先ほどのように総株主の同意がなければ取締役の責任を軽減できないといったことになりますと、実態的には軽減できないということになります。

わけで、ひいては企業の効率性また競争力を弱めることになりますから、こういう観点から、この「コーポレートガバナンスの精神にこれは合致するものだといったようなことを考えておるところでございます。

○漆原委員 もう一つの指摘があります。コーポレートガバナンスとは、経営者の暴走を防止し、法令遵守と経営の効率化を促す原理である。違反行為を犯すかもしれないからあらかじめ免責できるようにしておくという今回の改正と

コーポレートガバナンスとは全く無縁なものであるというふうな指摘もありますが、これについて提案者はどのように反論されるるんでしようか。

○谷口議員 コーポレートガバナンスの考え方については今申し上げたとおりでございますが、一方で、この考え方については、広範な、また多岐にわたる考え方があるわけでございます。提案者といたしましては、先ほど御答弁させていただきましたように、経営の効率化、また競争力の強化を図り、企業倫理の確立を行うことによって、企業の健全性を確保し、最終的に株主の利益の最大化につなげていくことがコーポレートガバナンスの姿であると考えておるわけでございます。

したがって、取締役の経営判断の萎縮を防止し、経営の効率化、競争力強化を図るということはまさにコーポレートガバナンスの方向に合致するということで、今の先生のおっしゃるような質問の御指摘は当たらないというように考えております。

○漆原委員 今回の改正で、少数株主の権利といふものに対してどのような配慮がなされているか、御説明いただきたいと思います。

○太田(誠)議員 少数株主につきましては、今回の改正案では当初、修正前でございますが、取締役会に一たんぬだけれども、そこで決議されました責任減免ということについて少数株主の方

が納得できないということであれば、総株主の二十分の一以上を有する株主が異議申し立て期間内に異議述べたときは、その決議で免除できないということが規定をされております。この五%以上というふうなことを考えましたが、多数の株主を擁する大規模会社では五%でも要件が厳し過ぎるということで、総株主の百分の三以上という要件の緩和が修正によって行われたところでございます。

先ほどからの御質問に、私もちよつと補足的にお答えいたしますけれども、総株主の同意が必要なことは、たとえ九九%の株主は実はもう責任を減免してもいいんだと思っていても、最後の一人がどうしてもこれは許せないということであれば、その一%になってしまふわけですね。そうすると、九九%の株主の言うことが正しいのか一%が言うのが正しいのかというのは、結局これは株主総会での議決でもって決着をつけるのが妥当であろう。それは、過半数であれば余りにも簡単過ぎるという見方で修正がなされたわけでございますけれども、三分の二ならば十分にそのことは反映されていると思うのでございます。

○漆原委員 それでは、各論について若干聞いてみたいと思います。

この責任の軽減を、法三百六十六条第一項の全体ではなくて特に一項五号、これは法令または定款の違反行為、これに限定をした理由は何でしょ

うか。

○谷口議員 先ほどからお話をさせていただいておりますように、取締役が職務を行うにつき、軽過失であるにもかかわらず予見しがたい高額の賠償責任が生ずる可能性がある、一方で、現行制度では総株主の同意ということで事実上減免が認められる話として、取締役が高額な賠償責任を負担するということが考えられるわけでございます。

そこで、今回の改正は、取締役が高額な賠償責

任を負担することを恐れて経営が萎縮するという危険性があるわけでございますが、取締役が職務を行なうにつき善意かつ無重過失である場合に限り、その取締役が負うべき損害賠償責任の額から最低限責任を負うべき一定の金額を控除した額を限度として、取締役会決議、また株主総会決議をする配慮というのは十二分になされているというふうに思っております。

先ほどからの御質問に、私もちよつと補足的にお答えいたしましたけれども、総株主の同意が必要なことは、たとえ九九%の株主は実はもう責任を減免してもいいんだと思っていても、最後の一人がどうしてもこれは許せないということであれば、その一%になってしまふわけですね。そうすると、九九%の株主の言うことが正しいのか一%が言うのが正しいのかというのは、結局これは株主総会での議決でもって決着をつけるのが妥当であろう。それは、過半数であれば余りにも簡単過ぎるという見方で修正がなされたわけでございますけれども、三分の二ならば十分にそのことは反映されていると思うのでございます。

○漆原委員 はい、わかりました。

それから、責任が免除される限度額、基準として「報酬」というふうに挙がっておりますが、これは二年、四年、六年といろいろあります。この「報酬」の内容はどういう内容になっているのか、御説明いただきたいと思います。

○谷口議員 「報酬」の内容でございますが、二百六十六条七項一号の報酬その他の職務執行の対価ということがあるわけでございますが、この対価とは取締役の職務執行に対する対価であり、取締役の職務執行の対価として定期的に支給される一定額の俸給のほか、利益を上げた功労に報いるものとしての賞与も職務執行の対価の一態様と考えられるので、本号に含まれると考えております。さらに、本号におきましては、取締役工場長、取締役総務部長等のように、取締役の地位と使用者の地位を兼ねるいわゆる使用人兼務取締役について、その使用人分の給与も本号の「報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価」に含むこととしたおるわけでございます。

そのほか、取締役の退職慰労金及び使用人兼務取締役の使用者としての退職手当のうち取締役を兼ねる期間の職務執行の対価である部分の額や、取締役就任後にストックオプションの権利を行使

した場合の利得も、免除ができない責任の範囲に含むということになつておるわけでございます。

○漆原委員 二つ一遍にお尋ねします。

一つは、八項の二号で「責任ヲ免除スベキ理由」を開示しなきやならないという、この「責任ヲ免除スベキ理由」というのはどういう理由なのか、もう一つ、今度は、取締役会において責任免除の決議をする場合には、これは十一項でございますが、「特に必要アリト認ムルトキハ」という、この二つの条文について、どういう内容なのか、少しありやすく御説明いただきたいと思います。

○谷口議員 まず、責任免除決議をなす株主総会において開示することを要する責任を免除すべき理由とは何かということでございますが、取締役の責任免除決議をなす株主総会において開示することを要する責任を免除すべき理由とは、その取締役の責任を免除する理由すべてを言うものと見ておるわけでございます。その中には、例えば責任の原因となつてゐる法令、定款違反行為についてのその取締役の過失が極めて軽微であるということや、予測し得ない経済情勢の変化により損害額が拡大したことなどが含まれると考えておるわけでございます。

また、取締役会決議により免除することができますが、その理由についてということでございましたが、多数の株主から成り立つておりますが、多数の株主から成り立つておりますとされているその理由についてということでございまます。一方で、責任免除の理由がございませんが、取締役の責任軽減の株主総会決議を行うために臨時株主総会を招集すると、これが非常に難しい、実態的になかなか難しい話であるわけでございます。

一方で、責任の免除が定期株主総会でなされる、それまで認められないということになりますと、当該取締役の賠償責任が軽減されるか否かということが長期間にわたつて不明な状態が継続する、この結果、取締役が長期間にわたつて不明な地位に置かれる、ひいては経営の萎縮を招くといったことになりかねない。そういうことで、取締役会決議により責任軽減を認める必要があると考えたわけでございます。

また、あらかじめ株主が定款により責任軽減の定非の第一義的な判断を取締役会に任せるといた

終わります。

長 次に、平岡秀夫君

査役制度及び株主代表訴訟制度についてはこれを審議の対象とはしなかつたという経緯がございました。

を行つております。ことしの四月十八日に中間試案というものを決定して公表したところでござります。この中間試案におきましては、企業統治

判断を待たず、経営の専門家である取締役の集まりである取締役会が、当該賠償責任にかかるわるい見地から責任軽減の是非を判断するということには十分な合理性がある、こ

きようは、商法等の一部改正の法律案ですけれども、商法というのは六法の中の一つであると言ふわれるように非常に基本的な法律であつて、重要な法律であるわけでありますけれども、こうした法律が、この前の金車両のときもそうだったのでも

もつとも、株主代表訴訟制度は会社の機関の責任のあり方にかかる重要な制度でございますし、また、監査役制度も企業統治のあり方にかかる重要な制度でございますので、今後とも、この運用状況等を注視しながら、法務省としてもそのるべき姿について検討をしていきたいという

の実効性を図るという観点から、取締役会の機能強化を図るための改正事項を検討しているということです。一方で、今回の法律は監査役の機能強化ということでございまして、おのずから分野を異にしているということでございます。これは私的に説法でございますけれども、代表

例えば、取締役の経営状況から見て取引を継続すれば会社に損害が生じるといったような場合において、取締役がこの取引を継続したときなどのように、会社を經營するに当たって不注意に会社による会社に対する責任を負うことになるわけでございます。

すけれども、きちっとした専門家で構成される法制審議会で審議をされているのか、されていないのかよくわかりませんけれども、余り関与がないままに議員立法という形で提出されてくるということに対し、私は少し疑問に思つているところがあるわけであります。特に、今回の商法等の一部改正法案については、いろいろな学者の方から非常にたくさんのお問い合わせがあり、判点が出されているというような状況にあるわけであります。

あるべき姿について検討をしていきたいというふうに思っております。

○平岡委員　与党の方で検討しているから政府の方であるいは法制審議会の方で検討を控えるといふのは本末転倒であつて、与党の方が検討されることは別にとめるわけもありませんけれども、やはり政府として、必要な法律の改正あるいは制度の改正についてはしっかりと議論していくということをぜひお願ひしたいというふうに思つてゐるわけです。

今大臣が触れられた中に、今、昨年の九月以降、八月通常国会にかけて会士法改訂の大筋な見直しこと

これは私迦に説法でござりますけれども、代表取締役の業務執行に対するチェックというのは二つの手段があると思います。一つは取締役会による監督ということでありまして、これは主として代表取締役の判断の妥当性についてのチェックであります。それからもう一つは監査役による監査でございまして、これは適法性についてのチェックということだつたと思います。

したがいまして、審議会の方でやっておりますのは前者の方であつて、今回の法改正は後者の方の、監査役の機能強化ということでござりますから、対象分野は異にしておりまして、矛盾するものではありませんし、むしろ一体となつて企業統

れと思つてそのままの判断を下してはいるといふことは多いわけでございまして、たまたまその判断が経済情勢の変化等から裏目に出たといったところで会社に損害を与えたという場合もあるわけになります。このようなケースについては、経営の専門家である取締役の集まりである取締役会が、当該賠償責任にかかるる経営判断の妥当性等の見地から責任軽減の是非を第一義的に判断することとは十分合理性があると考えるわけでござります。

そういう意味で、今回の改正法案と法制審議会
というのは一体どんなかかわりがあったのか、な
かつたのか、まずそれをちょっと大臣の方からお
聞きしたいと思います。

○森山国務大臣 議員提案によりまして今回提出
されております改正案につきましては、平成九年
ごろから自由民主党を中心いたしまして継続的
に検討がされてまいつたものと承知しております
す。

この間、法制審議会におきましては、企業の組
織再編のための商法改正法案要綱の審議を行つて

今大臣が触れられた中に、今、昨年の九月以降次期通常国会に向けて会社法の大幅な見直しを法制審議会において検討しているというお話をありますて、その中で、監査役制度については与党の方で検討しているのでしていませんというよう 答弁がありましたけれども、逆に言うと、今回 の改正案に対して、商法学者の方々の中には、一方で法制審議会の方で取締役会の強化といったような形での検討が行われている中で、今回の法案か どういうのはそれとは逆方向を向いた改正ではないのかというような指摘もされているわけでありま す。そうした整合性のないことを政府と与党がお 互いにやり合っていることは、本当に非常に力

の、監査役の機能強化ということとござりますから、対象分野は異にしておりまして、矛盾するものではありませんし、むしろ一体となつて企業統治の実効性を期するというものだというふうに考えております。

○平岡委員　とりあえずはそういう答弁になるのだろうと思ひますけれども、ただ、取締役会の強化の問題についていって、新しい制度では、各種委員会をつくった場合には監査役というものを置いていくべきでもいいというような仕組みになつていくべきで、そのときになるのかどうか、大いに疑問に思つておるが、そのときになるのかどうか、大いに検討されていいるというふうに中間報告ではなつてあるわけでありますよ。そうすると、今の御答弁が本当に整合性のある答弁であることは、この監査役の機能強化といふこととござりますから、対象分野は異にしておりまして、矛盾するものではありませんし、むしろ一体となつて企業統治の実効性を期するというものだというふうに考えております。

は、取締役会決議後、総株主の議決権の、原案では二十分の一以上、修正案によりますと百分の三以上でございますが、このような株主が異議申し立て期間内に異議を申し述べた場合には、当該賠償責任について取締役会決議による責任軽減はできないものといたしておりますが、ございまして、最終的な責任軽減の是非の判断は株主が行うというような仕組みになつておるわけでございます。

さておりまして、今回の改正法案を取り上げられて
いる項目を審議の直接の対象としたということ
はございませんでした。また、組織再編法制の整
備を終えました昨年の九月以降は、法制審議会に
おきましては、現下の経済情勢に対応するために、
今国会及び次期通常国会への法案提出を目指しに、
社法制度の大幅な見直しを検討してまいりました
が、そこでも、議員立法との重複を避けるという
ことで、議員立法の進行状況をにらみながら、こ
れとはダブらないようにという配慮をしつつ、監

す。そうした整合性のないことを政府と与党がお互いにやり合うということでは、本当に基本的な法律をどうするのかということについて政府とて責任を持つていらないんじやないかというふうに思うのですけれども、この取締役会の抜本的な直しと今回の監査役制度の改正について、どのよくな状況になつているのですか、まずそれをお答え願いたいと思います。

○横内副大臣 御指摘のように、法務省では、会社法制定の全面的な見直しとして法制審議会で審議會で審議され、その結果として、監査役の権限が拡大され、監査役の地位が強化された形で監査役制度が改定されました。監査役の権限が拡大されたことにより、監査役の監査機能が強化され、監査役の監査権がより実質的になったと言えます。また、監査役の地位が強化されたことにより、監査役の権限がより充実化され、監査役の監査機能がより効果的に発揮されることが期待されています。

中間報告ではなつてゐるわけでありますよね。そうすると、今の御答弁が本当に整合性のある答弁にそのときになるのかどうか、大いに疑問に思つております。

今この議論に入つてしまつても仕方ありませんけれども、私がお願いしたいのは、基本的な法制、特に商法、民法といったようなものについて、専門家で構成されている法制審議会において十分な検討がなされるということですが、ひいては国民一般の人たちにとつてもわかりやすいし、かつ整合性

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

のとれた法律としてできるということであるので、ぜひ、政府の方でもいろいろな問題について幅広く検討した上でこれからの法制度を考えていくべきだといふに思つてゐるわけあります。

今回の改正法案については、与党がかなり勉強されて結論を出されたわけありますけれども、その議論の過程が必ずしもよくわからないので、私も、きょうの質問はいろいろ技術的な質問にも入つてしまつて申しあげないとは思うのですけれども、ただ、この法律が仮に成立してしまいますと、一体この規定はどういう意味なのだろうか、この規定の持つている趣旨というのは一体どういふようなものなのかということを一般の国民の方々がわからぬといふ点も、申しあげないのですけれども、きょうはちょっと触れさせていただきたいと思うふうに思つております。

そこで、通告した質問の順番とはちょっと違うのですけれども、先ほど来から余り議論がされておりません株主代表訴訟の問題について先に質問に入らせていただきたいというふうに思つております。

今回の株主代表訴訟についての改正について言いますと、提訴権者の問題について、与党案でいろいろな改正が提案されていましたけれども、修正案の方では、与党案の改正に対しても、修正案の提出者の方は、現行制度に戻すよう修正を考えておられるようありますけれども、そのように現行制度を維持することとした理由は何なのでしょうか。これは修正案の提案者の方にお伺いいたしたいと思います。

○山内(功)委員 本改正案によれば、取締役の責任原因について、提訴の初期の段階で、知つていいはあるいは知り得べきであつたか、そういう点についてむだな認定をする必要がある。

そして、株主の提訴についても担保提供命令という現行制度もありますので、担保の提供を命じられた株主が、自分の私欲を満たすために、ある

いは乱訴のために、そして嫌がらせのために提起する場合には裁判所の方できちんと担保提供命令を下しておりますので、それが納められなかつた場合に、その中で会社との代表訴訟を起こした株主は取り下げをするか、あるいは納められなかつたことによって却下という効果が生じてくる。

訴訟の審理の進行の段階に入つても、取締役の自由な経営判断については十分言い分を聞きながら今まで審理がなされていること、そして、本案判決に至つたとしても、軽々に今までの判決で取締役の責任が認められた事例はないということがございます。そして実際に、一億とか二億とか、多額の損害賠償を認められた今までの判例でも、取締役が贈収賄を起こしたとか、そういう悪質、違法な行為のあつた場合に限つて取締役の責任が認められておりますので、本改正案では乱訴などがございましたので、私たちの方で修正案を出させていただきました。

○平岡委員 今御答弁いたしました修正案の提案者、山内先生は裁判官の経験者でもあり、弁護士でもあるということで、非常にお詳しいだろうと思いませんけれども、こうした問題についても、先ほどちょっとと私申し上げましたけれども、やはりきちんと検討をするということがぜひ必要であるうというふうにも思つております。

そういう意味で、現行制度を維持するということについての考え方というものは一つの重要な考え方であろうというふうに私も思つておりますけれども、ただ、今回の株主代表訴訟の問題についても、まだ、今回の大手企業訴訟の問題についても、原告以外の株主に対しては訴訟参加や再審の訴えといった対抗手段を与えていたのがございました。また、提訴権者の問題だけではなくて、はかにもいろいろな改正が入つているということです。

まず、今回の与党の改正案の中には、訴訟上の和解については、商法の二百六十六条の五項、取締役の責任について免除する場合には株主の同意が必要であるという規定がござりますけれども、

この規定が適用されない、そういうた規定になつてゐるのですけれども、そうしますと、非常に單純に考えますと、株主代表訴訟を起こしておいて、それでその中で会社との代表訴訟を起こした株主との間で和解をするというような形で、なれ合いまるといふ状況、なれ合いの和解というものが行われてしまつておそれがあるような気がちょっとするのですけれども、その点についてはどのようにお考えになつておるのでしょうか。

○保岡議員 先生の御質問でございますが、まず訴訟上の和解による責任の減免、これは訴訟当事者のみの判断によつて被告取締役の責任を減免するものでございますが、原告以外の株主、これは、二百六十八条二項で訴訟参加して和解成立を拒むことができるわけで、各株主の利益保護が図られていると言えますので、訴訟上の和解により被告取締役の責任の減免を認めることが先生御指摘の商法二百六十六条五項の趣旨に反することはないと

いうことが言えると思います。

もう少し申し上げますと、訴訟上の和解においては、裁判所の関与下で手続が進行するため、

内容面でも手続としても公正な解決が図られることが期待できるわけですが、しかし一方当事者のなれ合い等によつて不公平な和解がなされるとおそれも、これは可能性としては全く否定するわけにいかない。そこで、このような事態を防ぐために、我々としては、訴訟当事者でない会社や原告以外の株主に対しては訴訟参加や再審の訴えといった対抗手段を与えていたのがございました。また、さらに今回の改正では、会社は、みずから訴訟参加への関与の機会確保を一層充実させて

いるところでございます。

〔委員長退席、奥谷委員長代理着席〕

○保岡議員 その点については、それは丁寧なことはどこまでも丁寧な制度を考えることはできますが、一方でまた、いろいろな手続の負担というのもありますし、一応、株主訴訟が提起されたことが全株主に通知されることによって、それを前提として株主としては訴訟参加等の機会を利用していくだいて、また、参加した以上は同意がなければ和解はできないという仕組みになつておりますから、株主の和解についての関係の利益は守られている制度になつておると思います。

○平岡委員 今回、訴訟の和解について二百六十六条の五項は適用されないという規定を置くわけありますから、それに対してやはり株主の利益

し、会社が和解に異議を述べる機会を与える制度を新設しておりますので、訴訟物たる損害賠償請求等の主体である会社の利益保護も図っているところでございます。

以上のようない理由から、先生が御指摘のよななれ合い訴訟についての手当ては、今度の法体系の中、改正の中で十分されているものと考えてお

を保護するという万全の体制をとるということが必要ではないかというふうに思つておりますので、今の答弁、手続が大変だから、いろいろ費用がかかるからそれはいいんだという考え方だけではちょっと納得しがたい面があるというふうに思つております。

それはそれとして、今回の株主代表訴訟について言いますと、会社が取締役を補助するために訴訟に参加するというようなことを前提とした規定が置かれているという状況になつています。この件については裁判所で今いろいろな判例が出ているということも私は知つてゐるんですけども、会社が全株主の利益を代表しなければいけないと立派に立つてあるということを考えると、取締役を補助するためには参加するというよりは、むしろ会社が独立当事者参加のような形で裁判に参加するということの方が望ましい制度ではないかといふふうに私は思うんですけども、この点について、与党の今回の改正法案の提案者の方々においては、どのような考え方に基づいて今回のような制度にされたのか、あるいは、私が申し上げましたように私は独立当事者参加にすべきであるという意見に対してもどうのようにお考えになつてお聞かせ願いたいと思います。

○保岡議員 商法は、会社が株主代表訴訟の当事者でない場合であつても訴訟に参加することができる旨を規定しておるところでございますが、この商法の規定による訴訟参加というのは、民訴法の五十二条の共同訴訟参加と解釈されているわけでもございまして、参加人には、参加人の同意がないと先ほど申し上げたように和解を成立させることができないなど、通常の補助参加より強い権限が与えられているところでございます。

つまり、株主代表訴訟が開始されると、会社や原告以外の株主は当事者適格がなくなるため、訴訟当事者によるなれ合い訴訟を防止するという観点から商法において補助参加の特例を設けたものでございますが、一方、株主代表訴訟の当事者

によるなれ合い訴訟を防止するためには、会社が

独立訴訟参加人として株主代表訴訟に参加するという手段もとることができるわけですね。例えば、

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の点につきましては、そういうような主張があるということは私ども承知しております。

この問題は、証拠保全あるいは文書提出命令によつて立当事者参加が認められることは当然でございま

すから、結局、会社が株主代表訴訟の当事者によつてなれ合い訴訟を防止する手段として、商法の規定による訴訟参加によるべきか、あるいは、今申しあげたような場合には独立当事者参加ができるわけですから、そういうたたかは、

会社自身が、訴訟当事者の対応等、どちらが適切であるかということを考慮した上で判断すればいい問題だと承知いたしております。

○平岡委員 会社が補助参加という形で株主代表訴訟に参加する場合には、いろいろな問題

点が指摘されているわけであります。その中に、

いろいろな学者の方が言つておられますけれども、補助参加を認めるということになつた場合は、

取締役や監査役が会社の利益を公正に判断して参

加の決定ができるか疑問である、あるいは、会社

の有する証拠資料や訴訟資料が被告にのみ有利に

利用されることになるといったような問題がある

というようなことで、この点に対してもいろいろな学者の方々が疑問を呈しているわけであります。

そして、補助参加を認めた場合の話として、今

回の改正法で認めるというわけではないんですけども、補助参加が認められたということについて

言つて、どうも原告株主にとつて非常に不利になつてしまつて、この点から、これは大臣、

ちょっとお聞きしたいんですねけれども、株主代表

訴訟でより公平な裁判を実現するためには、会社

に対する証拠保全や証拠開示に応じる義務を課し

ていくという、その実効性を確保するための規定

を設けるべきであるといつたような意見があるわ

けでありますけれども、こうした考へに對して、

お聞かせ願いたいと思います。

そこで、この株主代表訴訟の問題について、

まだちょっと別の視点からの問題が提起されてお

るということがあります。ど

ういうことかといいますと、一般的の商法の改

正によりまして株式移転制度ということができ、それによつて持ち株会社を設立するというふうな

形で、今まででは、例えばA銀行の株主であつた人がA銀行の取締役に対して株主代表訴訟を起こしましたところ、この株式移転制度によつて、その株主はA銀行の持ち株会社の株主になつてしまつたというようなケースが生じるわけです。

そうした場合に、A銀行の株主であつた人が起こ

して、A銀行の取締役が成り立たなくなつてしま

うというようなことでは、悪用の問題もあります

し、訴訟コストの問題もあります。

そういうことがあるのは、どうも私としては不

自然な感じがするわけでありますけれども、この

問題が成立したわけでござりますけれども、この

私文書も含めまして、それでは文書の偏在してい

る場合はこの場合だけかという問題もあるわけで

ございまして、この制度だけに手当てを加えるの

か、ではほんはどうなのか、文書全体の問題にか

かわつてくるものでござります。

そういう意味におきまして、御指摘の点は重々

頭に入れながら、今後、本当に全体としてどう考

えるべきか、そういう点も含めながら慎重に検討

はしていきたいというふうに思つております。ま

た、実務等でどういう問題が生ずるかきちんと

フォローして、不都合があれば考えていただきたい

ふうに思つております。

○平岡委員 今、文書の偏在というのはこの場合

だけじゃなくてほかの場合にもいろいろあるの

で、全体的にいろいろなものを見た上で検討した

いというような答弁でありましたけれども、まさ

にそういう文書の偏在があつて公正な公平な裁

判が行えないという認識が当局にあるならば、政

府にあるならば、やはりその部分については、

国民は裁判を受ける権利というものを持っている

わけでありまして、裁判というのは、公正公平な

裁判でなければいけないということであろうと私

は認識していますけれども、そうした観点から、

本当にしっかりと検討をしていっていただきたい

というふうに思つております。

そこで、この株主代表訴訟の問題について、

まだちょっと別の視点からの問題が提起されてお

るわけであります。

どういうことかといいますと、一般的の商法の改

正によりまして株式移転制度ということができ、

それによつて持ち株会社を設立するというふうな

形で、今まででは、例えばA銀行の株主であつた人

がA銀行の取締役に対して株主代表訴訟を起こし

ましたところ、この株式移転制度によつて、その

株主はA銀行の株主になつてしまつた

というふうなことになります。

そこで、この株主代表訴訟が成り立たなくなつてしまつた

うというふうなことは、

私は承知しております。

この問題は、証拠保全あるいは文書提出命令、

これが対象になるものだらうと思ひますけれども、

も、このあたりをどうするかということに大きく

かかわるわけでございます。御案内のとおり、公

文書に関しまして、さきの通常国会で文書提出命

令の制度が成立したわけでござりますけれども、

私文書も含めまして、それでは文書の偏在してい

る場合はこの場合だけかという問題もあるわけで

ございまして、この制度だけに手当てを加えるの

か、ではほんはどうなのか、文書全体の問題にか

かわつてくるものでござります。

そういう意味におきまして、御指摘の点は重々

頭に入れながら、今後、本当に全体としてどう考

えるべきか、そういう点も含めながら慎重に検討

はしていきたいというふうに思つております。ま

た、実務等でどういう問題が生ずるかきちんと

フォローして、不都合があれば考えていただきたい

ふうに思つております。

○平岡委員 今、文書の偏在というのはこの場合

だけじゃなくてほかの場合にもいろいろあるの

で、全体的にいろいろなものを見た上で検討した

いというような答弁でありましたけれども、まさ

にそういう文書の偏在があつて公正な公平な裁

判が行えないという認識が当局にあるならば、政

府にあるならば、やはりその部分については、

国民は裁判を受ける権利というものを持つている

わけでありまして、裁判というのは、公正公平な

裁判でなければいけないということであろうと私

は認識していますけれども、そうした観点から、

本当にしっかりと検討をしていっていただきたい

というふうに思つております。

そこで、この株主代表訴訟の問題について、

まだちょっと別の視点からの問題が提起されてお

るるわけであります。

ということを我々もよく見きわめて、本当に不都合が起ることのあれば、それはいすれきちつと手当てをせざるを得ないなどいうふうに思つております。

ますと、これ以上のことを申し上げることは難しいのではないかというふうに思います。

○平岡委員 これは立法的に解決するということであつて、この裁判に対する影響を受けると云う

府に對してすぐに出しなさいと言つてゐるわけではなくて、こういう問題に對して政府としてどのようによつて考えておられますかということを私は聞いておるんです。

そういう意味では、改正案の提案者に本来聞くべき筋合のものではないと思つていますので、私の通告の中でも、この問題に関しては、提案者に対する聞くといふことになつていなくて、政策に対してもう一つの問題になつてしまつて、その点はよく理解していただきたいと思います。

○太田（誠）議員 今回のこの法案を提出して、速やかに民主党の提案を入れて修正をしております。だから、民主党の一員である岡崎先生も、この法案の修正以降については責任を分担しているのですよ。それはいいことでしよう。立法府の一員で、こうやって選挙を経て議員になられたわけですから、國民から負託された責任を果たすことはいいことでしよう。

だったら、どうしてあなたは、今のような立派な改正の問題意識を持つておられるのならば、それを提案なされようとしているのですか。どうして政府にさせるのですか。それは官尊民卑の考え方じがないですか。自分で提案をして、民主党の中で根回しをして、多数を得て、我々に呼びかけてやれば、できるじやありませんか。それが立法府でしょう。それが、これから民主主義の社会はこうだということです。恐らく民主党でも今まで主張して

訴を提起することができるということになるわけ
でございまして、もう一度裁判を起こし直さなければならぬという事態にはなりますけれども、最終的なチエック機能が全く失われるわけではないという解釈にならうかというふうに思つております。

○平岡委員 今まさに、もう一遍訴えを起こせばそれでいいぢやないかというような趣旨の答弁がありましたが、それはある意味では、日本のこの経済社会の中ににおいて訴訟が果たしている役割、あるいは訴訟を円滑に進めていく、迅速な裁判をしていくということから見たら、全く変な答弁だと私は思うんですね。

今のお話は、裁判が済むのを待つております、商法に規定がありませんというふうなことで、それで本当に法務省はいいんですか。そんなことじゃ、我々、株主代表訴訟によつてきちんと会社の取締役の責任が問える仕組みというものが本当にできているのか、非常に疑問に思つんですね。全く方向性の示されない、今裁判を待つて、商法には規定がありません、仮にこうであつたとしても何かいざれできるから問題ないんぢやないですか、こんな答弁じや全く私は納得できないんですけれども、大臣、いかがですか。

○森山国務大臣 今民事局長から御説明申し上げたような状況でございまして、株主代表訴訟といふもの、これは大変大事なものではございませんけれども、現状は今申し上げたような状況でございまますので、裁判が進行中であるということを考え、

○太田(誠)議員 最初から私ちょっと、御質問の中から法案が出てくるということが悪いとお考へなのがもしませんが、これは立法権を、国民を縛るルールが法律でありますから、国民を縛るルールを、法律をつくる仕事をゆだねられているわけでありますので、したがつて、そのゆだねられた我々が、なるべく広い範囲において法律を、このままいいのか、あるいはもつといいものはないのかということを検討して、この法案でいえば、相当広い範囲で、これは民主党の方々にも呼びかけをして、四年半にわたつてやつてきたことですが、もし今のよくな御議論ならば、平岡先生がそのチームの中に入つて御提案をされればよろしいんぢやないでしようか。法律を提案するのは法務省に限る、あるいは法制審議会に限るというのはどうかと私は思いますよ。

○平岡委員 今私が聞いてるのは、今回の提案されている法案とは直接関係ないんです。それとはまた別の問題として、こういう問題が世の中で生じている、これに対して政府としてどのように考えておられるのかということを私は聞いているんです。この法案でその部分について何らかの解決がなされているのならば、それはそれで別にいいのかもしれませんけれども、この問題は最近起つた問題であつて、そう簡単に結論が出る問題ではないと私も思います。そういう意味で、今政

○森山国務大臣 大変専門的な御意見、御質問ござりますので、私十分承知していない面がございまして、失礼いたしました。

今おっしゃいますように、今後、株主代表訴訟の実情などを見ましたところで、万一本の利益が不正に害されるような事態が生じるようなことがありましたら、所要の立法措置を講じることを考えなければならぬと思っております。

○平岡委員 検討していただけるような答弁でもありましたけれども、前提条件として不正に害されるようであるならばということを言われましたけれども、不正に害されるかどうかということについても、やはり政府として、もつともっと積極的に、本当にこの制度でいいのかどうかということを考えていかなければ、こう言つちゃなんですか。けれども、与党の先生方で非常に関心を持つております方が、また何か、勝手にと言つては失礼されけれども、法案を出されるということにもなって、それはいけないと言つているわけではないのです。でも、政府として僕は積極的にやつてくれる方々が、また何か、勝手にと言つては失礼です。(太田誠)議員 「あなたが言つてはいること」と呼ぶ) どうぞ。

提案なされようとしているのですか。どうして政府にさせるのですか。それは官尊民卑の考え方ぢやないですか。自分で提案をして、民主党の中で根回しをして、多数を得て、我々に呼びかけてやれば、できるぢやありませんか。それが立法府でしようと。それが、これから民主主義の社会はこうだということで、恐らく民主党でも今まで主張してきたことであり、我々も主張してきたことであり、國民が選んだ者が自分で自分たちを律する法律をつくっていくことを、どうして一緒にやろうとなさらないのですか。

○平岡委員 別に一緒にやることを否定しているわけではありません。それは、私も、立法府の一員として、よりよい法律をつくっていくと、いうことに対する努力をしていきたいと思います。

ただ、遺憾ながら、やはり我々の持っている知識なりあるいは情報というものは限られているというのもまた事実であります。そういう意味で、情報とかそういうものがあるところでまずいろいろな政策の案を整理するということを、私としては、ぜひ政府としても前向きに考えてほしい。そして、我々が立法府で議論するときには、自分たちのこれまでの経験や知識やそれなりの考え方を生かして、よりよい法律をつくっていく。

これは、何も国会だけが法律をつくることについてかかわっているわけじやなくて、やはり政府全体が法制度をどうあつたらいかということは考へているわけです。それは、裁判所もそうでしたよ。政府もそうでしょう。何も立法府だけが、我々

はこう思うからこれでやるんだということで、一方的に物事をやっていいという世界ではないはずです。

だからそういう意味で私は与党が勉強することに対して、あるいは我々がいろいろなことに対する勉強することに対して否定しているわけじゃありませんけれども、我々だけができるとう、そういう気持ちで物事に取り組んだのでは、やはりひとりよがりの考え方になってしまふ。今回の改正案についても、商法学者の方々がこれほど多くの疑問点や批判点を出しておられるということを、やはり与党の先生方も謙虚に受けとめてほしいということになります。

て、そういう謙虚な気持ちで法案の作成に取り組んでいかなければいけないということを私は申し上げたいと思います。

この義務論をしても、法案の中身のいろいろな点

討はできませんので、次に移りたいと思います。
監査役の機能強化の点でありますけれども、監
査役の機能強化の中身がどういう内容であるかと
いうのは先ほどの質疑応答の中にもありました
が、

ら、私、問うつもりはありませんけれども、改正の趣旨、どういう目的で、どういう趣旨で今回の監査役の制度を改正しようとしているのか。先ほど私申し上げましたけれども、取締役会の改革ということが、今、法制審議会あるいは政府の方でも進められているという中において、どういう視点でもって今回の監査役の制度の改正が行われているのか、その目的、趣旨をお答え願いたいと思います。

○太田(誠)議員 今回の監査役制度に関する改正の目的は、バブル崩壊後、もう大分時間がたつておりますけれども、いわゆる放漫経営とかあるいは経営者の不祥事という実態が明らかになつて、企業社会に対する社会全体からの信頼が大きく失墜をしたわけであります。株主の利益を損なうと、いう事例も多く生じました。また、不良債権処理や企業の国際化などが進んでおります。一般株主

の信頼を得るべく、公正で、透明で、国際的にも信用ある企業体质を確立することが必要であると

いうことで、この監査役制度の機能強化をすると
いうことになりました。

の株式会社の中できちんと歯どめをかける、役員会の、取締役会の暴走に歯どめをかけるといううな役割を果たせるようになつたと信じております。

に確保されているということになるわけであります。

独立性といふものをより高めるといいますか確保するというようなことで、社外監査役について小括充したようなお話をありますけれども、これは今の制度でもそうなんですけれども、この社外監査役の社外性の要件というものについて書いてあるわけですけれども、これを見ますと、親会社とかあるいは兄弟会社の役員あるいは支配人使用者といったような人たちが入っていないのです。

これはもどもと入っていいので、今回の提案者の方に聞くのもちょっと申しわけないのかな。れませんけれども、今回の改正で独立性をより高めていくこうという検討をされたのであれば、こういった親会社とかあるいは兄弟会社の取締役とかあるいは支配人、使用人といったような人たちについても、ある意味ではなれ合い性というものが生まれるのだと思うのですけれども、これについて、どのような考え方で今回入っていないうふうになつてないのでしょうか。

○太田（誠議員） これは、子会社の役員というのではなくては今問題となつてゐる会社の取締役あるいは代表者で、取締役の影響下にあるというふうに見られるので、子会社の取締役は親会社の方の監査役、社外監査役としては認めないと云ふことになる。あくまでも

までも独立性ですから。
ところが逆に、今度は、その親会社の役員を置いていたりすることは、これは子会社に従属してい る関係ではありませんので、独立性は十分に担保さ

されているということになるわけであります。親会社が子会社を支配することはあっても、子会社が親会社を支配することはないから、そこから外監査役が出てくる、その外的性というのは十分类似のものであります。

○平岡委員 今御答弁の如きを御判断をされたということは、それはそれで、その是非ということはまた別途あるうと思ひますけれども、やはり親会社といえども、例えば、親会社の経営の方針なり親会社がこれからどうのようにしていくかということについて子会社に対し影響を与えていくという意味において、必ずしも社外性といいますか、独立性というものが認められるわけではない、かなり、場合によつては痴着性みたいなものもあり得るんだろうと思うんですね。

そういう意味で、商法学者の方々の中にも、親会社とか兄弟会社のようなケースの場合であつても、社外性というものについては否定されるべきであるということを言っておられる方もおられるので、そこは、今回の提案者の方について言うと、そこまで改めて踏み込むつもりはなかつたということであろうかと思いますので、そこも提案者の方に余り強く聞いても仕方ないのでこれ以上言いつまんけれども、これから社外取締役という制度、取締役会の改革を通常国会で行われるということになりますので、そのときまでにこうした社外性の問題についても十分に検討していくいただきたい。これは政府に対するお願いということになります。

そこで、監査役の権限の強化ということでいろいろ規定が置かれているんですけれども、この中に、「二百六十条ノ三」というところに、「監査役ハ取締役会ニ出席スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ必要アリト認ム」、「マルトキハ意見ヲ述ブルコトヲ要ス」、こう書いてあって、これまででは、意見を述べることができるという形で、権利として書いてあつたわけありますね。それが今度は義務として書かれているということに形が変わつてあるということです。

私は非常に不思議な条文だなというふうに思つてゐるわけでありますけれども、例えば、「必要アリト認ムル」というのは、だれが必要ありと認めています。

めるのかな。本人が必要だと思ったら、自分はやらないければいけない義務がある。確かに、みずからがみずからを律するということからいえば、精神的にはそういうことも言えるのかも知れませんけれども、法律の制度としてこういう形で立法されているというのは、私は極めて不自然な感じがするわけあります。

それはさておいても、義務として書いた以上は、その義務に違反した場合、あるいはどういう場合が違反なのか、こういったことはつきりとしていないと、例えば病気になって監査役の人が取締役会に出席できないといったような場合に、一体この人はどんな責任を負うのか、これもはつきりしない、こんなことになつてしまふのではないかと私は思うんですけれども、この点について、いかがお考えでしょうか。

○保岡議員 監査役の役割あるいは監査役会の役割というのは、これは当然、企業の経営の適正を確保するためであつたり、違法性をチェックする機能の強化をするために、むしろ、権利としてだけじゃなくて、義務としてそれを位置づけるということで、より監査機能の強化につながるものだ、そういう改正でございます。

同時に、先生御指摘のように、その義務を怠つた場合どういうことになるのか、こういうことでございますが、これは、出席義務規定あるいは意見陳述義務規定に違反した結果、取締役会で違法な決議が行われた、したがつて取締役の行為の差し止め請求が講じられなかつたというような場合には、監査役は、善管注意義務違反、要するに善良な管理者の注意をもつてする義務違反といふことで、当然これは、会社に損害を及ぼせば、不法行為として損害賠償責任を問われるということになると思います。

○平岡委員 これも、こんな質問をしていいのかどうか私もよくわからないんですけども、えて

して起こり得ることだらうと思うんですけれども、例えば病気で取締役会に出席できなかつた監

査役がいて、その取締役会で何らかの決議がされた。それが違法な決議であった、あるいはよつて何らかの損害が生じてしまった。こういうようなケースのとき、この監査役というのは一体どういう責任を負うのか負わないので。ちょっとどういう責任を負うのか負わないので。ちょっと変な質問ですけれども。

○保岡議員 一体いかなるケースが監査役の善管注意義務違反による損害賠償請求権を発生させるかということは、これはもう個別具体的なケースによって、今先生が言われた病気のようなケースも、それが仮病であつたり、何でもない病気であるのに、病気を理由にあえて職務を怠つたと言えるようなケースであつたり、そういう場合は善管義務違反の生ずるおそれがありますが、通常は、病氣で出られないということの責任をとらされるということはないものと思います。

○平岡委員 さ、まざまなケースが考えられるわけですから、監査役が取締役会に出席しなけれ

ばいけないということになると、形の上では取締役監査役会みたいなものになるのかもしれません

けれども、監査役については議決権があるわけではないので、そこは何か意見を言うだけ。ただ、

その意見に取締役が従うのか従わないのかという

と、監査役に対してもいろいろ義務をかけたところ

で、法律的な効果というのは非常にあいまいなものになつてしまつてゐるんじゃないかな。そうし

た点をきちっと整理しないままに義務を課すと

いうのは極めて不自然な法改正ではないかといふふうな個人的な感じがしております。

何か答弁を求められておりますので、どうぞ。

〔奥谷委員長代理退席、委員長着席〕

○太田(誠)議員 その結果、こういうふうにして監査役の責任を強化したことによって、それが今度は、例えば今の、株主の損害賠償を減免するということを取締役会が決議する場合に半数以上の賛成がなければできないと言つてゐるわけだし、が勤めていた会社なので、非常にかわいいといふふうな個人的な感じがしておられます。

○太田(誠)議員 その結果、こういうふうにして監査役の責任を強化したことによって、それが今度は、例えば今の、株主の損害賠償を減免すると

ますから、監査役の発言権を強化し、代表訴訟や補助参加ということについて今より監査役会の発言権を強化しているわけですから、それだけの責任負わなければいけない、それだけの責任を常時出席して果たしてくださいということで、整合的にできていると思いますよ。

○平岡委員 今の答弁では少しあかりにくいところがあるので、またいざれ整理して、質問する機会があれば質問させていただきたいと思います。

○平岡委員 さ、まざまなケースが考えられるわけですから、非常につまらない質問でまた恐縮なんですが、この社外監査役の社外要件といふのは、社外といふのはこういうものだということの書いてあるわけですね。そこで、就任するときに、過去、例えば子会社の役員であつてはいけないとかというようなことがあるんだろうと思うんですけども、今回も、今回の改正で、ちょっとあり得る改訂として考えられるのが、かつてある会社の取締役があつた人が、その当時は子会社ではなかつたということで監査役になりました、その後、その会社といふのが監査役になつた会社の子会社になつてしまつたというような場合、文言だけを見ると、これは監査役をやめなければいけないというようにも読めてしまうんですけども、その社外要件といふのは就任時のものと考えていいんではないか。それとも、在職中確保されなければならぬという要件を考えるんでしようか。

ただ、経営の萎縮の問題があるのは、基本的に取締役の問題であろうというふうに思ふんですけども、取締役に限らずに監査役についても、今回、責任の免除あるいは責任の制限の仕組みを持ち込んだ理由といふのは一体何でしようか。この点についても、かなり商法学の中では疑問に思つてゐる方が大勢おられるということでありますので、明確にその点の趣旨を説明していただきたいというふうに思います。

○太田(誠)議員 それは、代表訴訟の対象に監査役もなり得るということでありまして、監査役だけをこのようないくつかの責任免除の制度から外す理由がないといふふうに思います。

○太田(誠)議員 それは、代表訴訟の対象に監査役もなり得るということでありまして、監査役だけをこのようないくつかの責任免除の制度から外す理由がないといふふうに思います。

特に、取締役の方は、軽い過失に執行責任があつて、軽い過失の状態で責任軽減の規定があるわけありますので、その監査を十分に果たせなかつたということで監査役がそのまま代表訴訟の対象として残るということは、これはバランスを失すことありますので、取締役と同様の責任軽減の規定を設ける必要があるということです。

○平岡委員 バランス論で答えられましたけれども、そもそも取締役について今回の責任免除あるいは責任制限ということについてやろうとしている程度割り切りの問題だらうと思いますので、きょうの質問では、その点だけはつきりさせておけば後で混乱が生じないかなという程度の問題でござります。

そこで、せつかく監査役をやつてきたので、残り時間もわずかになりましたので、監査役の問題についてもう一つ質問させていただきたいと思います。

○平岡委員 今のは確認ということではあるんですけども、ただ、ケースとしては、かつて自分で勤めていた会社なので、非常にかわいいといふふうな個人的な感じがしておられます。

○太田(誠)議員 その結果、こういうふうにして監査役の責任を強化したことによって、それが今度は、例えば今の、株主の損害賠償を減免すると

る立法趣旨からすると、監査役に対する本當にその必要性があるのかどうかちょっと疑問に思つておるわけあります。

具体的な手続を見ても、取締役について責任制限をする場合には監査役の同意が必要であるといつたようなことがあるわけですから、当然のことながら、監査役についてこういった責任制限をする場合に、監査役の同意というようなことを、制度的にこれは入つていませんけれども、そういう手続的にもちょっと違った手続になつてしまふわけですね。だから、バランス上当然に必要だという議論というのは、どうも説得力に乏しいというような気がいたしておるわけありますけれども、先ほど谷口先生、取締役の責任制限について、こういう立法趣旨であるということを言われましたけれども、監査役についても同じようによろしいのですけれども、御答弁ありました

○保岡議員 先生御案内とのおり、企業活動も国際化して非常に複雑多岐にわたつて活動する会社もあって、監査役の監査の範囲も非常に広範にわかつて、非常に専門的な知識や、あるいは事実についてのいろいろな調査なども責任が重いわけですから、非常に複雑化したり、国際的な対応をせざるを得ないというようなことがあつたり、監査役も、こういう時代にわずかのミスで多額に会社に責任を負わせられるような、取締役と連帶して責任を問われるようなケースがあるわけですね。

そういう考え方方に立つて我々は対応したことは適当でないという立法の考え方はある、そしてそういう考え方立つて私は、余りにも巨額な損害賠償請求というものを監査役に残すということがあります。直接的に行動を起こすあるいは責任を持つというのと違つて、監査役の場合は何かちょっと違つんじゃないかなという感じがするんですけれども、

時間が来ましたので、きょうは済みません、大変限られた時間でありまして、取締役の責任制限の問題についてもあと二時間分ぐらいあつたかもしまつたわけですけれども、時間が参りましたのでお限をする場合に、監査役の同意が必要であると

いたようなことがあります。

○保利委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詫びいたします。

ただいま議題となつております両案及び商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する長勢甚遠君

外三名提出の修正案審査のため、明二十八日水曜日午前十時、参考人として東京大学大学院法政学研究科教授岩原紳作君及び日本弁護士連合会

司法制度調査会委員本渡章君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○保利委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、明二十八日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十六分散会

第二百六十六条に次の十四項を加える。
第一項第五号ノ行為ニ関スル取締役ノ責任ハ
其ノ取締役ガ職務ヲ行フニ付善意ニシテ且重
大ナル過失ナキトキハ第五項ノ規定ニ拘ラズ
賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除シ
タル額（次項第二号ニ於テ限度額ト称ス）ヲ
限度トシテ株主総会ノ決議ヲ以テ之ヲ免除ス
ルコトヲ得。

一 決議ヲ為ス株主総会ノ終結ノ日ノ属スル
営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其
ノ取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価
(其ノ取締役ガ使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用
人トシテノ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価ヲ
含ム)トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財
産上ノ利益（次号及第三号ニ定ムルモノヲ
除ク）ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高
キ額ノ二年分ニ相当スル額

二 其ノ取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職慰労
金ノ額及使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシ
テノ退職手當中取締役ヲ兼ヌル期間ノ職務
遂行ノ対価タル部分ノ額並ニ此等ノ性質ヲ
有スル財産上ノ利益ノ額ノ合計額ト其ノ合
計額ヲ其ノ職ニ在リタル年数ヲ以テ除シタ
ル額ニニヲ乗ジタル額トノ何レカ低キ額

三 其ノ取締役ガ就任後ニ二百八十八条ノ十
号の次に次の一号を加える。

九 第一項ノ権利ヲ行使シタルトキハ行使ノ
時ニ於ケル其ノ会社ノ株式ノ時価ヨリ発行
価額ヲ控除シタル額ニ發行ヲ受ケタル株式
ノ数ヲ乗ジタル額

前項ノ場合ニ於テハ取締役ハ同項ノ決議ヲ為
ス株主総会ニ於テ左ノ事項ヲ開示スルコトヲ
要ス

一 責任ノ原因タル事実及賠償ノ責ニ任ズベ
キ額

二 限度額及其ノ算定ノ根拠

三 責任ヲ免除スベキ理由及免除額

取締役ハ第七項ノ規定ニ依ル責任ノ免除ニ關
スル議案ヲ株主総会ニ提出スルニハ監査役ノ
同意ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ監査役
數人アルトキハ各監査役ノ同意ヲ得ルコトヲ
要ス

第七項ノ決議アリタル場合ニ於テ会社ガ決議
後ニ其ノ取締役ニ付善意ニシテ且重大
ナル過失ナキ場合ニ於テ責任ノ原因タル事
件ハ株主総会ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス其ノ取
締役ガ決議後ニ同項第三号ノ権利ヲ行使スルト
キ亦同ジ

会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ第一
項第五号ノ行為ニ付善意ニシテ且重大
ナル過失ナキ場合ニ於テ責任ノ原因タル事
件ノ内容、其ノ取締役ノ職務遂行ノ状況其ノ他
ノ事情ヲ勘案シテ特ニ必要アリト認ムルトキ
ハ賠償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ左ノ金額ヲ控除
シタル額ヲ限度トシテ取締役会ノ決議ヲ以テ
之ヲ免除スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

一 取締役会ノ決議ノ日ノ属スル営業年度又
ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ其ノ取締役ガ
報酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価（其ノ取締役
ガ使用人ヲ兼ヌル場合ノ使用人トシテノ報
酬其ノ他ノ職務遂行ノ対価）

会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産上ノ利益

（商法の一一部改正）
商法及び株式会社の監査等に関する商法の特
例に関する法律の一部を改正する法律案
（商法の一部改正）
第一条 商法（明治三十二年法律第四十八号）の
一部を次のように改正する。
第一百七十五条第二項に次の一号を加える。
十三 取締役若ハ監査役ノ責任ニ付取締役会
ノ決議ヲ以テ免除ヲ為スコトヲ得ル旨又ハ
第二百六十六条第十六項ノ契約ヲ為スコト
ヲ得ル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定
第百八十八条第二項第三号中「及第十二号」

クノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最モ高キ
二 第七項第二号及第三号ニ掲グル額
第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ前項ノ定ヲ設
クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合及同項ノ
定款ノ定ニ基ク責任ノ免除ニ關スル議案ヲ取
締役会ニ提出スル場合ニ之ヲ準用ス
第十一項ノ定款ノ定ニ基キ取締役会ガ責任ノ
免除ノ決議ヲ為シタルトキハ取締役ハ遲滞ナ
ク第八項第一号及第三号ニ掲グル事項並ニ賠
償ノ責ニ任ズベキ額ヨリ第十一項各号ニ掲グ
ル額ヲ控除シタル額及其ノ算定ノ根拠並ニ免
除ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ
旨ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス此
ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ
得ズ
總株主ノ議決権ハ二十分ノ一以上ヲ有スル株
主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ会
社ハ第十一項ノ定款ノ定ニ基ク免除ヲ為スコ
トヲ得ズ
第十項ノ規定ハ第十一項ノ決議アリタル場合
ニ之ヲ準用ス但シ前項ノ規定ニ依リ免除ヲ為
スコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
会社ハ第五項ノ規定ニ拘ラズ定款ヲ以テ社外
取締役トノ間ニ於テ爾後其ノ者ガ取締役トシ
テ第一項第五号ノ行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加
ヘタル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行フニ付善意ニ
シテ且重大ナル過失ナキトキハ定款ニ定メタ
ル範囲内ニ於テ予メ定ムル額ト左ノ金額ノ合
計額トノ何レカ高キ額ヲ限度トシテ其ノ賠償
ノ責ニ任ズベキ旨ヲスルコトヲ得ル旨ヲ定
ムルコトヲ得

一 責任ノ原因タル事実ガ生ジタル日ノ属ス
ル営業年度又ハ其ノ前ノ各営業年度ニ於テ
其ノ社外取締役ガ報酬其ノ他ノ職務遂行ノ
対価トシテ会社ヨリ受ケ又ハ受クベキ財産
上ノ利益（次号及第七項第三号ニ定ムルモ
ノヲ除ク）ノ額ノ営業年度毎ノ合計額中最
モ高キ額ノ二年分ニ相当スル額

二 其ノ社外取締役ガ会社ヨリ受ケタル退職
慰労金ノ額及其ノ性質ヲ有スル財産上ノ利
益ノ額ノ合計額ト其ノ合計額ヲ其ノ職ニ在
リタル年数ヲ以て除シタル額ニ二ヲ乗ジタ
ル額トノ何レカ低キ額

三 第七項第三号ニ掲グル額
前項ノ社外取締役ガ其ノ会社又ハ子会社ノ業
務ヲ執行スル取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用
人トナリタルトキハ同項ノ契約ハ将来ニ向テ
其ノ効力ヲ失フ

第九項ノ規定ハ定款ヲ変更シテ第十六項ノ定
ヲ設クル議案ヲ株主総会ニ提出スル場合ニ之
ヲ準用ス

第十六項ノ契約ヲ為シタル会社ガ其ノ相手方
タル社外取締役ノ第一項第五号ノ行為ニ因リ
損害ヲ蒙リタルコトヲ知リタルトキハ取締役
ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ於
テ左ノ事項ヲ開示スルコトヲ要ス

一 第八項第一号ニ掲グル事項並ニ第十六項
各号ニ掲グル額ノ合計額及其ノ算定ノ根拠
二 其ノ契約ノ内容及其ノ契約ヲ為シタル理
由

三 責任ヲ負ハザルコトナリタル額

第十項ノ規定ハ社外取締役ガ第一項第五号ノ
行為ニ因リ会社ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ
第十六項ノ契約ニ依リ同項ノ限度ニ於テ責任
ヲ負ヒタルトキニ之ヲ準用ス

第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ
株式ヲ有スル」を削り、同項に次のたゞし書を
加える。

但シ株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者
ガ其ノ譲受ノ當時取締役ノ責任ノ原因タル事
実アリタルコトヲ知リ又ハ容易ニ之ヲ知ルコ
トヲ得ベカリシトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百六十七条第二項中「三十日」を「六十
日」に、「前項ノ株主」を「同項ノ請求ヲ為シ
タル株主」に改める。

第二百六十八条第三項中「前条第二項」の下
に「又ハ第三項」を加え、同条に次の五項を加
える。

二二百六十六条第一項中「三年」を「四年」
に改める。

第二百六十六条第九項ノ三の次に次の一条を加え
る。

第二百七十五条ノ二「監査役ヲ辞任シタル
者ハ其ノ後最初ニ招集セラレタル株主総会ニ
出席シ其ノ旨及理由ヲ述ブルコトヲ得
会社ハ前項ノ者ニ対シ同項ノ総会ガ招集セラ
ル旨ヲ通知スルコトヲ要ス

用ス

第二百七十五条ノ四中「請求」の下に「並ニ
タル株主」に改める。

第二百六十八条第六項ノ通知及催告」を加える。

第二百六十八条第一項中「第二百六十六条第五
項」の下に「第七項第八項第十項第十一項第十
二二百六十六条第六項第九項、第十二項及び
第十八項、第二百六十八条第八項」を加える。

第二百六十六条第九項（同条第十一項及び
第十八項並びに第二百六十八条第九項（同条第
十二項及び第十八項並びに第二百六十八条第八
項において準用する場合を含む）の同意に係
る決議」を加える。

第十九条第一項中「第二百三十八条」の下に
「第二百六十六条第九項（同条第十一項及び
第十八項並びに第二百六十八条第八項において
準用する場合を含む。」を加える。

第二十五条中「第二百六十条ノ四第二項」の
下に「第二百六十六条第九項、第十二項及び
第十八項、第二百六十八条第八項」を加える。

第三十条第一項第一号の次に次の二号を加え
る。

一の二 第三条第三項前段（第五条の二第三
項、第六条第三項及び第十八条第三項にお
いて準用する場合を含む。）の規定による

に改める。

第二百八十二条ノ六第五号中「及第十二号」を
「、第十二号及第十三号」に改める。

第四百三十条第二項中「第二百六十五条」の
下に「、第二百六十六条第一項乃至第六項、第
二二百六十六条ノ二」を加える。

第四百九十八条第一項第二号の次に次の一号
を加える。

二二二 本編ニ定ムル開示ヲ為スコトヲ怠リ
タルトキ
（株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の
一部を次のように改正する。）

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に
関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）の
一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「一人」を「半数」に、
「の前五年間」を「前に」に、「でなかつた」を
「となつたことがない」に改め、同条に次の一
項を加える。

3 第三条第二項及び第三項の規定は、会社の
監査役を選任する場合について準用する。

第十八条の三第一項ただし書中「決議」の下
に「及び第十九条第一項の規定により読み替え
て適用する商法第二百六十六条第九項（同条第
十二項及び第十八項並びに第二百六十八条第八
項において準用する場合を含む。）の同意に係
る決議」を加える。

第十九条第一項中「第二百三十八条」の下に
「第二百六十六条第九項（同条第十一項及び
第十八項並びに第二百六十八条第八項において
準用する場合を含む。」を加える。

第二十五条中「第二百六十条ノ四第二項」の
下に「第二百六十六条第九項、第十二項及び
第十八項、第二百六十八条第八項」を加える。

第三十条第一項第一号の次に次の二号を加え
る。

六十八条第八項及び」を加え、「とあるのは、「
を「とあるのは」に改め、「本法」との下
に「同法第二百六十七条第一項ただし書中「株
式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受
ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナ
リタル者ガ其ノ加入ノ当时」とを加え、同条
第二項中「記載」との下に「同条第五項
前段中「商法第二百六十六条第二項、第三項、
第五項、第七項（第三号を除く。）第八項及び第十項前
段」と、同項後段中「同条第八項及び第九項前
段」とあるのは監事について準用する場合には
「同条第八項」とを加え、「監事ニ付テ」を「理
事又ハ経営管理委員ニ付テ」に改め、「準用ス
ル第二百六十七条第一項」との下に「「第
二百六十八条第六項」とあるのは「同法第三十
九条第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ
準用スル第二百六十八条第六項」とを加える。
第七十二条の二の二中「この場合において」
の下に「第三十三条第五項中「商法第二百六
十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三
号を除く。）から第九項まで及び第十項前段
」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三
項及び第五項」とを、「第二百五十八条第一
項」との下に「同法第二百六十七条第一項
たゞし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタ
ル者ガ其ノ譲受ノ当时」とあるのは「加入ニ因
リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当时」と
を加える。
第一百一条第一項第六号を同項第六号の二と
し、同項第五号の四の次に次の一号を加える。
六 第三十三条第五項（第三十九条第二項に
おいて準用する場合を含む。）において準
用する商法第二百六十六条第八項の規定に
よる開示をすることを意つたとき。

法（以下この条において「新農業協同組合法」という。）第三十三条第五項において準用する商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第二号）による改正後の商法（明治三十二年法律第四十八号。以下「新商法」という。）第二百六十六条规定第七項（第二号を除く。）から第九項まで及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

2 新農業協同組合法第三十九条第二項において準用する新農業協同組合法第三十三条第五項において準用する新商法第二百六十六条规定第七項（第二号を除く。）から第九項まで及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の経営管理委員の責任の免除については、適用しない。

3 新農業協同組合法第三十九条第二項において準用する新農業協同組合法第三十三条第五項において準用する新商法第二百六十六条规定第七項（第三号を除く。）第八項及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する監事の責任の免除については、適用しない。

（水産業協同組合法の一部改正）

第三条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第五項中「及び第五項」を「、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「水産業協同組合法第三十七条第一項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と読み替えるものとする。

第四十四条中「及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を「、第二百六十七条规定第二百六十八条规定第二百六十八条ノ三まで」第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三に改め、「第二百六十二条」の下に「、第二百六十八条

第八項を、「第四十三条第一項」との下に「同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ當時」とを加える。

第七十七条第一項「この場合において」の下に「第三十七条第五項中「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段」とあるのは「商法第二百六十六条第二項、第三項及び第五項」とを、「本法」との下に「同法第二百六十七条第一項ただし書中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ當時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ当时」と」を加える。

第五条 第三百三十条第一項第五号の五の次に次の一号を加える。

五の六 第三十七条第五項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百六十六条第八項の規定による開示をすることを怠つたとき。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の水産業協同組合法第三十七条第五項（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。）において準用する新商法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段の規定は、この法律の施行前の行為に関する理事の責任の免除については、適用しない。

（中小企業等協同組合法の一一部改正）

第五条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

百六十六条第二項、第三項及び第五項（取締役の責任）の規定を、信用協同組合及び第九

条の第九項第一号の事業を行ふ協同組合連合会の第一項の理事の責任については、同法第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段（取締役の責任の免除）の規定を準用する。この場合において、同条第七項中「第一項第五号ノ行為」とあるのは、「中小企業等協同組合法第三十八条の第二項ニ規定スル損害賠償ノ責ニ任ズベキ行為」と読み替えるものとする。

第四十二条中「及び第二百六十七条から第一百六十八条ノ三まで」を「第二百六十七条、六百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三に改め、「株主の差止請求権」の規定を」の下に「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の理事については、同法第二百六十八条第八項（監査役の同意）の規定を」を加え、「商法第二百六十条ノ一第二項中」を「第二百六十六条第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段」とあるのは「第二百六十六条第七項（第三号を除く。）、第八項及び第十項前段」と、同法第二百六十条ノ一第二項中」に改め、「第二百五十八条第一項」との下に「同法第二百六十七条第一項ただし書」中「株式ノ譲受ニ因リテ株主トナリタル者ガ其ノ譲受ノ時」とあるのは「加入ニ因リテ組合員トナリタル者ガ其ノ加入ノ時」とを加える。

第六十九条中「第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を「第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二、第二百六十八条ノ三」に改め、「株主の差止請求権」の規定を」の下に「信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行ふ協同組合連合会の清算人については、同法第二百六十八条第八項（監査役の同意）の規定を」、「この場合において」の下に「第三十一条の二第五項中「、信用協同組合及び第九条の二第五項中「、信

意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任すべき額から次の各号に掲げる額を控除した額を限度として、役員会の決議をもつて免除することができる旨を定めることができ。

一 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（第五項第一号に定めるものを除く）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の二年分に相当する額

二 第五項第二号に掲げる額

第七項の規定は、規約を変更して前項の定め（執行役員の責任を免除することができる旨の定めに限る）を設ける議案を投資主総会に提出する場合及び同項の規約の定めに基づく責任の免除（執行役員の責任の免除による。）に関する議案を役員会に提出する場合について準用する。

11 第九項の規約の定めに基づいて役員会が責任の免除の決議を行つたときは、執行役員は、遅滞なく、第六項第一号及び第三号に掲げる事項並びに賠償の責めに任すべき額から第九項各号に掲げる額を控除した額及びその算定の根拠並びに免除することに異議がある場合には一定の期間内に述べるべき旨を公告し、又は投資主に通知しなければならない。この場合においては、その期間は一月を下回ることができない。

12 発行済投資口の総口数の二十分の一以上に当たる投資口を有する投資主が前項の期間内に異議を述べたときは、投資法人は第九項の規約の定めに基づく免除をしてはならない。第八項の規定は、第九項の決議があつた場合について準用する。ただし、前項の規定に

より免除をすることができない場合は、この限りでない。

第一百十条中「第一百六十八条第一項中「取締役」とあるのは「執行役員又は監督役員」と

の下に「同第八項中「取締役」とあるのは「執行役員」とを、「ノ請求」の下に「並二百六十八条第六項ノ通知及催告」を加え、「一百六十八条第六項ノ通知及催告」を削り、「規定スル請求」の下に「（執行役員ノ責任ヲ追及スル訴訟ニ係ルモノニ限ル）」と

並二第二百六十八条第六項ノ通知及催告（執行役員ノ責任ヲ追及スル訴訟ニ係ルモノニ限ル）」を加える。

第一百二十二条第一項第二号中「及び第五号」を「、第五号及び第九号」に改める。

第一百三十三条第二項中「（当該決算期の直前の決算期の翌日（これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第二百十二条において同じ。）」を削る。

第一百六十三条第一項中「第一百九条」を「第一百九条第一項から第四項まで」に改める。

第一百六十六条第二項第三号中「第七十一条第二項第三号」の下に「（及び第九号）」を加える。

第一百五十二条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の一 第百九条第六項の規定による開示することを怠つたとき。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律第百九条第五項から第十三項までの規定は、この法律の施行前の行為にかかる執行役員又は監督役員の責任の免除については、適用しない。

（信用金庫法の一部改正）

第十二条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十三条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十四条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十五条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十六条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十七条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十八条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十九条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十一条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十二条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十三条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十四条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十五条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十六条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十七条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十八条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十九条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十一条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十二条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十三条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十四条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十五条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十六条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第三十七条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

五項、第七項（第三号を除く。）から第九項まで及び第十項前段に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第七項中「第一項ノ行為」との下に「（第二百六十八条第六項）」

第五号ノ行為」とあるのは、「信用金庫法第三十五条第一項ニ規定スル損害賠償責三任

ズベキ行為」と読み替えるものとする。

第三十七条の二第十項中「（常勤監査役）」を「及び第三項（常勤監査役等）」に、「及び第六条第三項」を「、第六条第三項及び第十八条第三項」に改める。

第三十九条中「及び第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで」を「、第二百六十七条、第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三」に改め、「三百六十六条第八項の規定によ

りて同じ。」を削る。

第一百三十三条第二項中「（当該決算期の直前の決算期の翌日（これに当たる日がないときは、投資法人の成立の日）から当該決算期までの期間をいう。以下この項及び第二百六十七条から第四項まで）」に改める。

第一百六十六条第二項第三号中「（及び第九号）」を削る。

第一百六十三条第一項中「第一百九条」を「第一百九条第一項から第四項まで」に改める。

第一百六十六条第二項第三号中「（及び第九号）」を加える。

第一百五十二条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の一 第百九条第六項の規定による開示することを怠つたとき。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律第百九条第五項から第十三項までの規定は、この法律の施行前の行為にかかる執行役員又は監督役員の責任の免除については、適用しない。

（信用金庫法の一部改正）

第十二条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十三条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十四条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十五条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十六条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十七条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十八条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第十九条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十一条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十二条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十三条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十四条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十五条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十六条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十七条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

第二十八条 前条の規定による改正後の信用金庫法（新信用金庫法）の一部改正に伴う経過措置

のは「加入ニ因リテ会員トナリタル者ガ其ノ加入ノ當時」とを、「準用スル第二百六十七条第一項」との下に「（第二百六十八条第六項）」

とあるのは「同法第六十四条ニ於テ清算人ニ付テ準用スル第二百六十八条第六項」とを加え

る。

第九十一条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第三十五条第四項（第三十九条における開示をすることを怠つたとき。

第九十一条第一項第十号の二中「第三十七条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）」を「準用商法特例法」に改め、同号を同項第十号の二の三とし、

三第十九条に改める。

第十九条第一項第十号の次に次の二号を加える。

十九の二 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）

例法に改め、同号を同項第十号の二の三とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十九の二 第三十七条の二第十項において準用する商法特例法（以下「準用商法特例法」という。）

例法第五条の二第三項、第六条第三項及び同項第十号の次に次の二号を加える。

の行為に係る理事の責任の免除については、適用しない。

新信用金庫法第三十九条において準用する新

るには「中間法人法第五十八条第三項前段二於テ準用スル同法第四十九条第二項」と、「」を「前第二項又ハ第三項」とあるのは「中間法人法第五十八条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又ハ第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第五十六条第二項」と、同条第六項中「前条第二項又ハ第三項」とあり、及び」に改める。

第九十一条第三項中「及び商法第二百六十八條から第二百六十八条ノ三まで」を「並びに商法第二百六十八条第一項から第七項まで、第二百六十八条ノ二及び第二百六十八条ノ三」に、「前条第二項」とあるのは「中間法人法第九十条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項」と、「」を「前条第二項又ハ第三項」とあり、及び」であるは「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又ハ第三項」と、同条第五項中「第二百六十六条第五項」とあるのは「中間法人法第九十一条第二項」とあるのは「中間法人法第九十一条第三項前段ニ於テ準用スル同法第四十九条第二項又ハ第三項」と、同条第六項中「前条第二項又ハ第三項」とあり、及び」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第四十九条第一項後段の規定は、有限責任中間法人が前項前段において準用する商法第二百六十八条第六項の通知及び催告を受ける

場合について準用する。
(中間法人法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定による改正後の中間法人法(以下この項において「新中間法人法」という。)第四十九条第二項(新中間法人法第五十八条第三項前段及び第九十一条第三項前段において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に前条の規定による改正前の中間法人法(以下この項において「旧中間法人法」という。)第四十九条第二項(旧中間法人法第五十八条第三項前段及び第九十一条第三項前段において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する請求があつた場合(当該

請求をした者が旧中間法人法第四十九条第二項の規定により訴えを提起した場合を除く。)についても適用する。

2 この法律の施行の際現に存する中間法人の監事でこの法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定期社員総会の終結前に在任するものの任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二十二条第五項の規定は、同法附則第一条ただし書に掲げる改正規定の施行の日から施行する。

理 由

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、農業協同組合法その他の関係法律の規定を整備するとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第三号

法務委員會議錄第十三号

平成十三年十一月二十七日

平成十三年十二月十日印刷

平成十三年十二月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F